

議第四百四十一号

岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、平成二十九年年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金三、四三三、〇八七、八四一円を次のとおり処分するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 一、二六〇、九八五、二二七円
- 二 減債積立金への積立て 五五七、七〇〇、八〇五円
- 三 建設改良積立金への積立て 一、六一四、四〇一、八〇九円